

第7章 食品流通局

第1節 食品流通対策

1 概 要

生鮮食料品等の流通の合理化を図るため、その要となる中央卸売市場及び地域流通の拠点となる地方卸売市場について、第5次卸売市場整備基本方針等に基づく計画的な施設整備を推進した。また、卸売市場における取引について、円滑な流通の確保と需給に見合った価格形成等に資するよう中央卸売市場開設者、卸売業者を引き続き指導した。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品の流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林水産業の振興に資することを目的として制定された食品流通構造改善促進法を踏まえ、各種の食品流通の構造改善対策を行った。

食品流通の構造改善対策の内容は、①勸食品流通構造改善促進機構が行う食品流通構造改善推進事業等、②食品商業基盤施設整備事業、③構造改善事業に対する長期低利の資金融通、④食品商業基盤施設に対するNTT-Cタイプ無利子貸付け等である。

食品の品質管理と表示の改善、価格の安定、取引の合理化を図るため、食糧事務所職員等の巡回点検指導により、食品の製造、流通段階における品質管理と表示の徹底、農業等の使用状況等についての調査点検、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール等を行った。

2 食品流通構造改善促進法の概要

食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）の概要は以下のとおりである。

(1) 食品流通構造改善基本方針の策定

農林水産大臣は、食品流通審議会の意見を聴いて、食品流通構造改善基本方針を定めるものとする。

(2) 食品流通構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、次の計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

①食品生産販売提携事業

生産者と提携した安定的取引関係の確立、食品の品質保持施設の整備等生産から小売に至るまでの一連の食品流通の改善を図る事業

②卸売市場機能高度化事業

食品の品質保持施設、物流施設の整備、流通機能の向上、卸売市場事業者の資質の向上等卸売市場の機能の高度化を図る事業

③食品販売業近代化事業

共同仕入れ・共同配送の実施、食品の品質保持施設の整備、販売業務施設の整備、食品販売事業者の経営の改善等により食品販売業の近代化を図る事業

④食品商業集積施設整備事業

食品情報の提供等消費者の利便の増進を図る施設を併設した食品販売業者の店舗の集積施設を整備する事業

(3) 支 援 措 置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業を実施する者に対し、以下の助成策を講ずる。

①国の補助（(2)の②及び④）

②農林漁業金融公庫等に食品流通構造改善貸付制度を創設

③税制上の特例措置

④食品流通構造改善促進機構による支援推進等

(4) 食品流通構造改善促進機構の指定

農林水産大臣は、食品流通の構造改善を促進することを目的とし、次の業務を適切かつ確実に行うことができる民法法人を、食品流通構造改善促進機構として指定することができる。

①計画に基づく構造改善事業を実施する者に対する債務保証

②計画に基づく構造改善事業への参加

③コンサルティング、情報、ノウハウの提供

④地域特産品等の流通、消費の増進

⑤食品流通に関する調査研究等

3 中央卸売市場

(1) 概 況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～平成2年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度）に基づいて整備統合が進められており、50年度末には45都市80市場、6年度末には56都市88市場（青果・水産市場35市場、青果・水産・花き市場14市場、青果・花き市場6市場、青果市場17市場、水産市場6市場、食肉市場10市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の認可を要するが、この認可を受けた卸売業者は、6年3月末で青果部114、水産物部96、食肉部10、花き部23、その他19、で計262である。

また、卸売業者の5年度の取扱金額は青果2兆8,234億円（前年比106%）、水産物3兆1,477億円（同95%）、食肉2,343億円（同93%）、花き1,230億円（同115%）、その他1,113億円（同97%）となっている。

(2) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備は、物価対策のみならず、広く都市政策の観点からも強く要請されている。

このため、国は、中央卸売市場整備計画に即して行われる中央卸売市場の施設整備に対し、次の補助体系により助成を行った。

ア 補助率

	基幹施設	関連施設	附属施設
新設市場	4／10	1／3	1／4
既設市場	1／3	1／4	1／5

イ 補助対象施設

基幹施設……卸売場施設等
 関連施設……電気通信設備等
 附属施設……加工施設等

6年度における補助対象市場は、32都市51市場であり、補助金額81億1千万円である。

4 地方卸売市場

(1) 概 況

地方卸売市場は地方流通の拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たす

など、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330㎡、水産市場200㎡（産地市場は330㎡）、食肉市場150㎡、花き市場200㎡）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、6年4月現在、総合市場179、青果市場624、水産市場548（うち産地市場343）、食肉市場28、花き市場168の計1,547市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補助事業を行っている。

ア 補助率

	主たる施設	従たる施設
公設	新設市場 1／3 改良市場 1／5	1／5 1／5

イ 補助対象施設

主たる施設……卸売場施設等
 従たる施設……電気通信設備等

6年度における補助対象市場は13市場であり、補助金額は7億9千万円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。6年度には63億7千万円が貸し付けられた。

5 卸売市場の災害復旧事業

(1) 概 況

阪神・淡路大震災により、卸売市場では、神戸市内を中心に卸売場が大破する等、中央4市場、地方6市場において、特に大きな被害を受けた。

このため、卸売市場の災害復旧事業を支援し、生鮮食料品の円滑な流通を確保するため、卸売市場の災害復旧制度を創設し、次の補助体系により助成を行った。

(2) 事 業 内 容

ア 補助率

中央卸売市場……2／3（法律補助）
 地方卸売市場……1／2（予算補助）

イ 補助対象施設

卸売場、仲卸売場、冷蔵庫、電気・給排水設備等
 6年度における補助対象市場は、4都市4市場（神戸

市中央卸売市場東部市場、尼崎市中央卸売市場、伊丹市地方卸売市場、明石市地方卸売市場）であり、補助金額は14億9千万円である。

6 食品流通の効率化

(1) 生鮮食料品輸送動向調査

生鮮食料品の輸送については、自動車による効率的な貨物輸送及び自動車と鉄道、海運等を活用した複合貨物輸送を推進する上での課題の解決方策等について、調査・検討を行い、効率的な貨物輸送による流通コスト低減等を図ることが必要である。

このため、6年度においては、北海道、九州等の産地から京浜地区への生鮮食料品の輸送実態を輸送手段別に調査した。（予算額384万7千円）

(2) 食品流通効率化システム開発事業

食品流通の変化等に対応して効率的な流通を推進するため、生産者・卸売業者・小売業者が当面している流通上の課題についての情報収集、それらの課題の解決方法についての調査検討、その結果に基づく流通効率化の実験事業及びこれらの事業の成果についての広報・普及を行う事業に助成を行った。

（予算額2,003万2千円）

(3) 食品流通改善巡回点検指導事業

安全かつ良質な食品の供給と表示の改善、需給及び価格の安定と取引の合理化を図るため、食糧事務所職員等による巡回点検指導により食品の生産・製造・流通段階における品質管理と表示の徹底、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール、農業等の使用状況についての調査点検等を行う事業を実施した。

（予算額1億6,215万1千円）

(4) 食品物流提携システム策定事業

食品流通関連異業種の組合等において構成員等が相互に提携して食品の物流効率化等を図るため、共同自動発注、共同ピッキング、共同集配ルート等の集荷・配送システムの調査・検討を行うとともに、提携に必要な当事者間の公平性を確保するため、共同利用料金算定システムの調査・検討に対し助成を行った。

（予算額9,960千円）

7 商業の近代化

(1) 食品商業基盤施設整備事業

農産物の輸入自由化の進展、消費者ニーズの多様化、大都市圏の地価高騰、労働力不足の深刻化、大店法の規制緩和等の食品流通事情の変化に対処し、食品流通の合理化・効率化、消費者の多様な選択機会の確保、農林水産業の活性化、環境問題への対応等を図るため、

食品流通構造改善促進法に基づく施策の一環としての支援等として、食品商業集積施設に付帯するコミュニティ施設及び魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備に対し、助成を行った。（予算額4億8,400万円）

ア 事業概要

(ア) コミュニティ施設の整備

食品商業集積施設に付帯する食文化公共施設、駐車場等を整備する。

(イ) 魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備

鮮魚小売店等から廃棄される魚腸骨に加え、青果小売店等から廃棄される食品残渣等の食品廃棄物を低コストで共同処理及び高度再利用するための施設を整備した。

イ 交付先：都道府県及び政令指定都市

ウ 実施主体：第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率：1／4

(2) 地域食品商業活性化施設整備事業

新鮮・安全・本物志向等食品に対する消費者ニーズの多様化・高度化及び地場産業において大きなウエイトを占める農林水産業と密接に関係する食品商業の活性化による地域活力の回復・増進が求められていること等に対処して、地場で生産された農産物等の販路拡大を通じて消費者ニーズへの確に対応するため、販売促進施設等の施設の整備に対し、助成を行った。

（予算額2億円）

ア 事業概要

地場農産物を販売するための販売促進施設、共同利用施設等を整備する。

イ 交付先：都道府県

ウ 実施主体：第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率：1／3

(3) 食料品商業構造改善推進事業

国、地方公共団体、食料品小売業者が一体となって、地域の食料品小売業の構造改善の方策を協議し、及びこれを推進することにより、食料品小売業の活性化を図り、併せて消費者利益の増進と地域経済の振興に資することを目的として、食料品小売業を対象とした、活性化指針の策定、人材育成、共同事業促進活動、ボランティアチェーン化推進活動、情報システム化等の事業を総合的に実施し、中小食料品商業の活性化とその体質強化の促進を図った。

(4) 生鮮食料品等流通改善促進事業等

食品販売業者の意識の向上とその経営改善を促進するため、財団法人流通構造改善促進機構が行う各種事業に対し助成を行った。（予算額5億7,896万円）

事業内容は、①傘下会員団体の指導及びその指導者

表 1 商品取引所一覧（6年6月1日現在）

取引所名	所在地	開所 年 月 日	会員数	うち商品 取引員	上場 商品	上場商品の内訳 (主なもの)	役員数	職員数
北海道穀物 商品取引所	札幌市	昭和 26. 7. 3	34	18	農産物	小豆, 輸入大豆	11	14
東京穀物 商品取引所	東京都 中央区	" 27.10.10	192	85	農産物, 砂糖	小豆, 輸入大豆, とうもろこし, 粗糖	22	84
名古屋穀物 砂糖取引所	名古屋市	" 31. 8.10	95	36	"	小豆, 輸入大豆	18	20
関西農産商 品取引所	大阪市	" 27.10. 6	167	70	農産物, 砂糖	小豆, 輸入大豆, 粗糖	22	64
関門商品 取引所	下関市	" 28.10. 1	56	36	"	小豆, 輸入大豆, とうもろこし	18	20
横浜生糸 取引所	横浜市	" 26. 5.12	44	30	繭糸	生糸	16	18
神戸生糸 取引所	神戸市	" 26. 5.14	54	29	"	生糸	19	16
前橋乾繭 取引所	前橋市	" 27. 7.24	50	25	"	乾繭	14	19
豊橋乾繭 取引所	豊橋市	" 26. 5.16	41	25	"	乾繭	15	17
農林水産省 所管9 取引所合計			市場別 延733	同 延354	3商品		155	272

を対象とした講習会の開催等を内容とする組織指導推進事業, ②食品流通業者に対し経営改善のための専門的コンサルティングを行う生鮮食料品等流通改善相談員設置事業, ③調査研究及びスライド, 機関誌による普及活動を行う調査広報事業, ④食品流通業界の中核となる人材養成を目的として流通大学講座等を開講する教育研修事業, ⑤経営改善のための研修会を地方公共団体と共催で実施する地域別講習指導事業, ⑥優良な中小食料品店の経営技術を集め, 経営改善のためのマニュアルを作成する食料品商業先進経営技術集積事業, ⑦食料品小売業者等の活性化を図るための食料品小売業等活性化推進事業, ⑧優良食料品モデル店認定等を内容とする食料品商業近代化推進対策事業, ⑨構造改善計画を作成する者に対しての指導を行う事業等を内容とする食品流通構造改善推進事業, ⑩構造改善事業に必要な設備等の迅速かつ一斉な導入を図る食品流通構造改善緊急対策事業, ⑪食品流通構造改善促進対策の円滑な推進, 中小食品販売業の活性化の推進及び食品卸売業の活性化等を推進する食品流通業活性化総合推進事業, ⑫地域伝統芸能を活用して地域の食品商業の活性化を図る地域伝統芸能等を活用した地域商業活性化推進事業, ⑬大店法規制緩和, 人手不足・後継者難, 環境問題への関心の高まり等中小食品小売業を取り巻く環境の変化への対応策の検討とその普及・啓発を図る食品商業活路開拓緊急対策事業, ⑭中小食品小売業の有機農産物の販売に向けた取組みを支援す

るため, 流通サイドと生産サイドの交流を図る有機農産物等流通活性化支援事業等である。

(5) 食料品小売業モニター店設置事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し, 所要の対応を的確に行うため, 50年度から, 全国主要8都市において食料品小売店をモニター店に委嘱し, 食料品の小売動向の報告を求めてきており, 6年度においても引き続き実施した。(予算額143万円)

(6) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として, 食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し, 農林漁業金融公庫資金(食品流通改善資金)及び系統等金融機関が行う貸付けに対する利子助成による長期低利の資金を融通する食品流通構造改善貸付制度による助成を行った。

(7) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ, 国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として, その近代化, 合理化に必要な設備資金に低利融資を行ってきており, 6年度には前年度に引き続き貸付枠を650億円とし, 貸付条件の改善(独立開業設備資金に独立開業後3年以内の者を追加。)を図ること等により制度の拡充を図った。

8 商品取引

(1) 商品取引所の概況

我が国商品市場を国際的に通用する市場にする観点から、平成2年の商品取引所法の改正等を踏まえ、所管商品取引所の合併を推進しているところであるが、平成5年10月1日をもって、東京穀物商品取引所及び東京砂糖取引所の合併、大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所及び神戸穀物商品取引所の合併（関西農産商品取引所に名称変更）がなされたのに続き、平成6年度においては東京穀物商品取引所及び北海道穀物商品取引所の合併協議が進捗し、平成7年4月1日の合併が予定されているところであり、これにより農林水産省所管取引所は、12取引所から8取引所に集約化されることとなる。

また、新規商品の上場については、平成4年に東京穀物商品取引所及び関門商品取引所においてとうもろこしが試験上場されたところであるが、その後、両市場とも順調に出来高が増加したことから、平成6年3月9日開催の商品取引所審議会の了承を得て、東京穀物商品取引所においては同年4月、関門商品取引所においては5月からそれぞれ本上場された。（概況は表1のとおり）

6年度における商品取引所の現物先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、砂糖及び繭糸）の出来高は表2のとおり2,243万枚で、これは前年度に比べて18.8%の減少であり、品目別ではとうもろこしが56.5%、生糸が0.6%の増加となったほかは、乾繭が64.0%、輸入大豆が41.0%、粗糖が25.5%の減少となるなど多くの品目が前年度の出来高を下回り、売買約定金額も前年度の比で18.4%減少の約22兆円となった。この結果、通商産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は、

表2 6年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
北海道穀物商品取引所	386	3,611
東京穀物商品取引所	11,304	112,327
名古屋穀物砂糖取引所	1,004	9,060
関西農産商品取引所	4,868	44,589
関門商品取引所	2,292	28,323
横浜生糸取引所	1,029	11,394
神戸生糸取引所	674	7,516
前橋乾繭取引所	416	2,923
豊橋乾繭取引所	456	3,161
農林水産省所管取引所合計	22,429	222,904

41.6%となった。

市場管理については、商品取引所の円滑な運営が図られるよう指導するとともに、商品取引所の業務の一層の適正化を図るため、供用品の範囲、規格及び受渡しの方法等に関する諸規定の整備を指導した。

(2) 商品取引所審議会

平成6年7月8日（議事内容）

- ア 最近の商品先物取引状況について
- イ パラジウムの本上場について
- ウ 天然ゴム指数の上場について
- エ 商品取引所の合併について
- オ オプション取引の振興対策について
- カ その他

商品取引所審議会

会長 杉山 克己

委員 植田 守昭 委員 上村 達男

委員 佐々波楊子 委員 竹居 照芳

(3) 商品取引所の定款等の変更認可等

6. 4. 5

- ・定款の変更
 - ・とうもろこしの本上場に伴う試験上場期間に関する規定の削除（東穀、関門）
 - ・省令改正（分離保管措置等）に伴う変更（関門）
- ・業務規程の変更
 - ・取引条件（標準品、受渡供用品、呼値等）の変更（北穀）

6. 6. 21

- ・定款の変更
 - ・省令改正（分離保管措置等）に伴う変更（北穀、繭糸4取）
- ・商法の条項移動に伴う当該条項の準用規程変更（北穀、名穀、関門、繭糸4取）
- ・取引所の商品取引員への立入り検査の明文化（北穀、名穀、関門、繭糸4取）
- ・一律連座制裁の見直し等制裁規程の変更（全取引所）
- ・海外玉受入れ（自己の使用しないものが行う勧誘による受託禁止の適用除外）（東穀、名穀、関西、関門）
- ・業務規程の変更
 - ・粗糖取引単位等の変更（東穀、関西、関門）
 - ・大豆オプション取引の立会時間等の変更（東穀）
 - ・やむを得ない事情による売買建玉の解け合い規定の新設（繭糸4取）
 - ・値幅制限措置の変更（名穀、前乾、豊乾）
- ・受託契約準則の変更

- ・海外玉及び商品ファンド玉の委託手数料の自由化等（東穀，名穀，関西，関門）
- ・紛争処理規程の変更
 - ・制裁規程に関する定款の条項移動に伴う当該条項の準用規程変更（関西）

6. 7. 20

- ・業務規程の変更
 - ・標準品の要件（節の成績，水分率）の変更（横糸，神糸）

6. 10. 21

- ・業務規程の変更
 - ・取引所の休業日の増（年末1日間を3日間に変更）（全取引所）

7. 1. 30

- ・定款の変更
 - ・阪神・淡路大震災の被災に伴う，大阪市への商品市場及び事務所の移転（神糸）

7. 2. 27

- ・定款の変更
 - ・阪神・淡路大震災の被災の復興に伴う，神戸市への商品市場及び事務所の移転（神糸）

7. 3. 8

- ・定款の変更
 - ・商品取引員の定数の増（関門）

7. 3. 27

- ・東京穀物商品取引所及び北海道穀物商品取引所の合併認可

7. 3. 30

- ・業務規程の変更
 - ・値幅制限範囲の変更（前乾，豊乾）

(4) 商品取引員

平成7年3月末日現在の商品取引員は138社であり，このうち，農林水産省所管商品取引員数は127社である。

商品取引所法に基づき，商品取引員の新規参入，新規許可を6年度は2社2市場につき行った。

(5) 海外商品取引に係る啓発並びに苦情相談への対応等

海外商品取引業者が，海外商品市場での大豆，砂糖などの取引を仲介し，詐欺まがいの行為で一般委託者に被害を与える例が増加し，社会問題となったことを背景として，海外商品取引業者の不当な行為を規制すべく，57年7月16日「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」（昭和57年法律第65号）が成立し，翌58年1月15日から施行された。

農林水産省としては，一般委託者の被害防止のため，

同法の厳正な運営を図るとともに，平成2年12月，パリの砂糖市場，ロンドンの小麦市場など16市場を同法の規制対象市場として政令で追加指定を行ったほか，海外商品取引業者が海外先物契約の締結等を勧誘する際に，顧客に対する重要な事実の告示義務として「保証金の価格及び算定方法」を政令で定める等，海外商品取引業者に対する指導監督に努めてきた。また，ポスター，チラシ等を通じて一般消費者に対し，海外商品市場における先物取引を利用した悪質行為についての注意喚起を行うとともに，海外商品取引110番（03-3501-6730）等による苦情・相談の受付，回答，更に必要に応じて被害者救済等のための個別業者に対する指導を行った。

農林水産物資に係る苦情相談件数についてみると5年度183件，6年度198件であった。

一方，悪質行為の手口が，ますます巧妙になりつつあることに対応するため，警察当局との連携による悪質業者の摘発等悪質業者の排除と被害防止を行い，また，従来のポスター，チラシの配布等に加えて，都府県の消費生活センター等の相談員を対象とした説明会を実施し，苦情処理体制の一層の強化を図った。

(6) 商品投資に係る事業の規制に関する法律の制定

「商品投資に係る事業の規制に関する法律」（平成3年法律第66号）は，商品投資に係る事業（商品投資販売業及び商品投資顧問業）を営む者について許可制度を実施し，必要な規制を行うことにより，その業務の適正な運営を確保し，もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに，投資家の保護を図ることを目的として，平成3年5月2日に公布され，平成4年4月20日に施行された。

同法の概要は以下のとおりである。

ア 商品投資の内容

(7) 内外の商品市場における先物取引

(イ) 政令で定める物品（商品市場に上場されている商品）のオプション取引

(ウ) 政令で定める物品（競走用馬等）を取得し，譲渡若しくは使用すること

イ 商品投資販売業に係る規制

(7) 商品投資販売業を営もうとする者は，主務大臣（大蔵大臣，農林水産大臣及び通商産業大臣）の許可を受けた法人でなければならない。

(イ) 投資家保護を図るため，顧客に対する書面交付義務，報告書の交付，クーリングオフ，不当な勧誘行為の禁止等の規定を設けている。

ウ 商品投資顧問に係る規制

(7) 商品投資顧問業を営もうとする者は，主務大臣

(農林水産大臣及び通商産業大臣)の許可を受けた株式会社でなければならない。

(4) 投資家保護を図るため、顧客に対する書面交付義務、報告書の交付、不当な勧誘行為の禁止、金銭の受入禁止等の規定を設けている。

(7) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、許可を行い、7年3月現在、商品投資販売業者が66社、商品投資顧問業者が10社となっている。7年3月末までの商品ファンドの累計販売額は2,739億円に達した。

第2節 野菜対策

1 野菜の生産及び価格動向

(1) 野菜生産の動向

野菜の作付面積は50年当初までは漸減傾向、その後、水田利用再編対策及び水田農業確立対策における野菜への転作の増加等から増加ないし横ばいで推移していたが、昭和63年以降からは、果菜類をはじめだいこん等重量野菜等が労力事情、他作物への転換等から減少傾向に転じ、平成6年には、58万700haとなった。(表3)

収穫量は1,685万2千t、出荷量は1,350万tで、前年産に比べてそれぞれ21万4千t(1%)、16万3千t(1%)減少した。(表4)

6年産野菜の作付面積、収穫量及び出荷量を類別みると、次のとおりである。(表5)

ア 根菜類

作付面積は、だいこん、にんじん等が生産者の労力

不足や他野菜への転換等により、さといもが転作等目標面積の緩和や連作障害の回避等により減少したため、対前年比3%減の13万5,700haとなった。

収穫量は、れんこん、やまいもが低温・多雨・寡照の影響により作柄の悪かった前年産を大幅に上回ったものの、にんじん、さといもが作付面積の減少に加えて、夏期の高温・寡雨の影響による生育の抑制等から、対前年比3%減の376万2,000tとなった。

イ 葉茎菜類

作付面積は、はくさい、キャベツが生産者の労力不足や夏期の高温・寡雨の影響により定植不可能のほ場が見られたこと等から、たまねぎが生産者の労力不足や他野菜への転換により減少したため、対前年比1%減の14万4,000haとなった。

収穫量は、ねぎがおおむね天候に恵まれたことから、低温・多雨・寡照の影響により作柄の悪かった前年産に比べ増加したものの、はくさい、たまねぎが作付面積の減少に加えて、夏期の高温・寡雨の影響による生育の抑制等から、ほうれんそうが一部の産地において1月中・下旬の一時的な低温による生育の抑制等から減少したため、対前年比6%減の463万tとなった。出荷量は対前年比7%減の373万tとなった。

ウ 果菜類

作付面積は、きゅうり等が生産者の労力不足や他野菜への転換等により、かぼちゃが他作物への転換等により減少したため、対前年比2%減の6万8,800haとなった。

収穫量は、各品目とも夏秋ものが低温・多雨・寡照の影響により作柄の悪かった前年産に比べ増加し、対前年比5%増の256万3,000tとなった。

また、出荷量は対前年比5%増加し、208万4,000tとなった。

エ 豆類等

作付面積は、各品目とも生産者の労力不足、他野菜への転換、転作等目標面積の緩和等により、減少したため、対前年比3%減の6万6,300haとなった。

収穫量は、さやえんどうが面積の減少に加えて、夏期の高温・寡雨の影響による着さや数の減少等から前年産に比べて減少したものの、えだまめ及び未成熟とうもろこしが低温・多雨・寡照の影響により、作柄の悪かった前年に比べ増加したため、対前年比5%増の57万5,400tとなった。

出荷量は対前年比3%増の40万6,700tとなった。

オ 果実的野菜

作付面積は、温室メロンが露地メロンからの移行等により前年産に比べて増加したものの、いちご、すい

表3 野菜作付面積の動向

区分/年次	4	5	6 (速報値)
作付面積	611,400ha	596,100ha	580,700ha
うち田の作付面積	164,700ha	159,200ha	

資料：統計情報部「耕地及び作付面積統計」

(注) 野菜作付面積には、食料自給ベースでは含まれていない秋植ばれいしょ及び品目以外の野菜の作付面積が含まれる。

表4 主要28品目の野菜の収穫量及び出荷量の動向

区分/年次	4	5	6 (速報値)
収穫量	14,516,000t	13,676,000t	13,475,000t
(前年比)	(102.7%)	(102.7%)	(98.5%)
出荷量	11,569,000t	10,999,000t	10,837,000t
(前年比)	(102.5%)	(95.1%)	(98.5%)

資料：統計情報部「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表5の品目欄に掲げる野菜である。

か及び露地メロンが生産者の労力不足や他野菜への転換等により減少したため、対前年比4%減の4万4,900haとなった。

収穫量は、いちごが作付面積の減少により前年産に比べて減少したものの、すいか及び露地メロンがおおむね天候に恵まれたことから、対前年比3%増の124万9,000tとなった。

また、出荷量は対前年比4%増加し、110万3,000tとなった。

カ 洋菜類

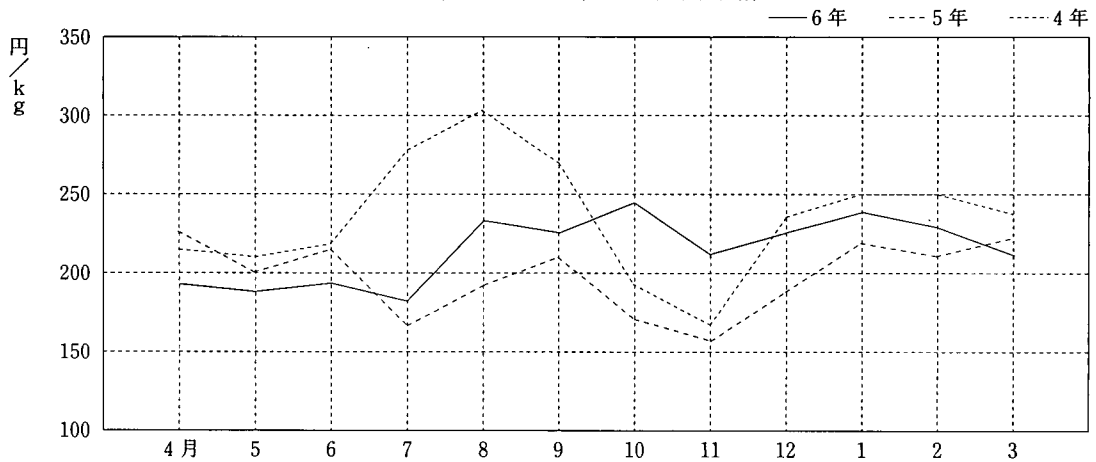
作付面積は、レタスが一部産地で他野菜からの転換及び前年産の市場価格が堅調であったことから、前年産に比べ増加したものの、カリフラワーが他野菜への転換等により、ブロッコリーが一部の産地において夏

表5 主要野菜の作付面積・収穫量及び出荷量

単位 { 作 付 面 積 : ha
収 穫 量 : 出 荷 量 : t
対前年比 : %

品 目	作付面積	収穫量	出荷量	対前年比			
				作付面積	10a当たり 収 穫 量	収 穫 量	出 荷 量
計	493,900	13,475,000	10,837,000	97	—	99	99
根 菜 類	135,700	3,762,000	2,882,000	97	—	97	98
だいこん	54,800	2,154,000	1,610,000	97	100	97	97
かぶ	7,080	200,500	155,900	99	101	99	100
にんじん	23,100	657,700	568,800	98	94	93	92
ごぼう	13,400	243,800	199,100	97	106	103	104
れんこん	5,460	86,600	70,200	96	169	163	162
さといも	23,200	238,600	137,800	96	83	80	79
やまのいも	8,680	180,900	139,800	100	132	132	134
葉 茎 菜 類	144,000	4,630,000	3,730,000	99	—	94	93
はくさい	25,800	1,118,000	824,800	96	98	94	95
キャベツ	39,300	1,510,000	1,278,000	98	102	100	100
ほうれんそう	27,300	367,200	292,200	100	97	97	97
ねぎ	24,400	525,300	399,800	101	103	104	105
たまねぎ	27,300	1,109,000	934,500	97	83	81	81
果 菜 類	68,800	2,563,000	2,084,000	98	—	105	105
なす	15,100	510,000	364,600	98	116	114	113
トマト	13,800	757,600	660,400	99	104	103	103
きゅうり	18,000	865,500	726,500	98	106	104	103
かぼちゃ	17,500	264,900	192,400	96	107	103	103
ピーマン	4,370	164,700	140,000	100	105	105	105
豆 類 等	66,300	575,400	406,700	97	—	105	103
さやえんどう	7,210	46,900	30,700	96	98	94	93
えだまめ	12,900	84,200	55,500	96	107	103	105
さやいんげん	10,200	75,100	45,900	97	104	100	99
未成熟とうもろこし	36,000	369,100	274,600	97	111	108	104
果 実 的 野 菜	44,900	1,249,000	1,103,000	96	—	103	104
いちご	8,610	197,800	179,100	96	100	95	96
すいか	19,400	654,800	560,000	94	110	104	104
メロン { 露地	15,500	353,700	322,000	97	110	108	108
{ 温室	1,430	43,000	41,800	101	104	106	106
洋 菜 類	34,200	695,200	631,900	98	—	103	103
レタス	22,300	527,800	486,800	101	106	107	107
セルリー	838	41,900	39,600	99	97	96	96
カリフラワー	2,230	41,500	34,000	93	102	95	95
ブロッコリー	8,810	84,000	71,500	94	96	90	89

図 野菜の卸売価格の推移 (1・2類都市市場)



資料：農林水産省「青果物流通統計月報」

表 6 生鮮野菜の消費者物価指数

(全国, 2年=100)

年度・月	指数	前年度比上年率	年度・月	指数	前年度比上年率
5	113.8	17.1	6.9	111.8	△18.6
6	104.4	△ 8.3	10	122.6	7.9
6. 4	102.8	△ 0.5	11	114.0	26.7
5	95.4	△ 5.9	12	101.3	0.2
6	91.2	△ 8.5	7.1	112.5	△ 4.8
7	88.0	△28.6	2	108.5	△ 9.7
8	103.4	△25.6	3	101.3	△14.7

期の高温・寡雨の影響により作付けが中止されたこと等から減少したため、対前年比2%減少の3万4,200haとなった。

収穫量は、ブロッコリーが作付面積の減少に加えて、夏期の高温・寡雨の影響による発芽不良、9月の長雨による病害の発生等により、前年に比べ減少したものの、レタスがおおむね天候に恵まれたことから、対前年比3%増の69万5,200tとなった。

また、出荷量は対前年比3%増加し、63万1,900tとなった。

(2) 野菜価格の動向

野菜は、鮮度が要求される一方で、貯蔵が困難なこと、必需品の性格が強いことに加え、気象条件により作柄変動が大ききことなどから、需給、価格のかんがりの変動が避けられないという特質がある。

6年度の春野菜については、好天に恵まれ出荷が順調となったことから、葉物類（作柄が悪かったねぎは高水準）、果菜類を主体に卸売価格は平年を下回る価格で推移した。

夏秋野菜については、空梅雨・高温等により生育が

促進されたことにより、8月前半までは平年を下回る安値基調で推移してきたが、8月後半には記録的な高温及び少雨による小玉化傾向、高温障害等が見られ、総じて平年を上回る価格水準で推移した。一時的に高騰した価格も9月には次第に沈静化してきたが、下旬以降は秋期の高温等により病害虫の発生が見られたこと等から入荷量が減少し、葉茎菜類を中心に再び平年を上回る価格水準で推移した。

秋冬野菜については、夏期の記録的な猛暑・渇水により初期生育が抑制されたこと等により、安値であった前年の価格をかなり上回り、また、平年をも上回る高水準で推移した。しかし、年明け後は、暖冬のため果菜類や前年高騰したねぎ等が平年を下回る価格となり、冬野菜は総じて安定した価格で推移した。

また、6年度の生鮮野菜の消費者物価指数は、全国平均で前年に比べ8.3%減少し、104.4（2年=100）となった。（表6）

2 野菜の生産・流通対策

(1) 野菜指定産地

野菜指定産地の指定

需要見通し等から推定される指定消費地域における指定野菜の需要動向に即するように、野菜指定産地の指定を行っており、5年度までに1,201産地を指定したが、6年度においては、更に20産地を追加指定した。他方、指定後の社会経済条件の変化により、既指定産地のうち23産地の指定解除を行った。このため、野菜指定産地は3産地減少し、合計1,198産地となった。

(2) 先進的農業生産対策推進指導

先進的農業生産総合推進対策の一環として以下の事業を実施するのに要する経費に対して助成した。

(予算額 6,875万6千円)

ア 野菜指定産地強化整備近代化計画の樹立

野菜指定産地について、都道府県知事が生産出荷近代化計画(40産地)を樹立するのに要する経費及び生産出荷近代化計画の目標年度を経過した野菜指定産地について、高齢化や労働力不足等の環境変化に応じて総合的な整備を必要とする産地の発展方向等について検討し、これに基づき、野菜指定産地強化整備計画(25産地)を都道府県知事が樹立するのに要する経費に対して助成した。

(予算額 生産出荷近代化計画作成費980万円、野菜指定産地強化整備計画作成費442万5千円)

イ 野菜安定生産複合産地整備指針の樹立及び指導

野菜消費の多様化・高度化等の進展により、安定供給が求められている特定野菜等の産地を対象に野菜安定生産複合産地としての方向付け、連作障害防止技術、作業体系、経営指針等を内容とする野菜安定生産複合産地整備指針の作成及び当該指針に基づく推進指導を行うのに要する経費に対して助成した。

(予算額 野菜安定生産複合産地整備指針作成指導費386万2千円)

ウ 先進的野菜流通体制導入推進指導(中央団体)

野菜の流通においては、生産、流通双方の販売戦略上の観点から出荷規格の細分化、包装資材の多様化、高級化が見られ、出荷労力及び出荷経費が増加する傾向にある。

一方、都市部における労働力不足、地価高騰による調理・処理スペースの狭隘、廃棄物処理の困難性の観点から、消費地での包装、調製処理等が困難となっている。

これらの課題解決のため、安定的な契約取引のもとに、資材の節減、簡素化された規格による流通の省力

化及び効率的な労働力活用による需要の動向に即した調製処理等を円滑に推進し、先進的な流通体制の確立を図るための経費に対して助成した。

(予算額 1,166万9千円)

エ 食品・外食産業需要対応野菜産地育成推進指導

調理の簡便化傾向や外食機会の増加等により加工用・外食等業務用野菜の大口需要が増大し、そのウエートが高まっている中で、これら加工用・外食等業務用野菜の供給体制を強化していくことが産地及び食品産業の健全な育成の観点から重要な課題である。

この場合、加工用・外食等業務用野菜は①生食用と異なる特殊な加工適性を求められる加工用野菜②生食用と同様の品質が求められる原料用野菜③産地において塩蔵、乾燥、冷凍等一次加工を行うものの3類型に分けられるので、その特徴と課題に応じた対策を講じることとし、このために必要な検討・指導を行うために助成した。

(予算額 3,900万円)

オ 野菜指定産地活性化推進調査事業

野菜指定産地の指定、活性化等の基礎資料とするため、野菜指定産地を中心に生産出荷構造の動態を把握するとともに生産出荷見通しを作成するのに要する経費に対して助成した。

(予算額 7,200万円)

カ 野菜指定産地計画育成推進事業

(7) 野菜指定産地計画育成推進事業

社団法人日本施設園芸協会が、野菜指定産地を計画的に育成していく上で必要となる基本方針を策定するための事業を行うのに要する経費に対して助成した。

(予算額 646万6千円)

(4) 野菜指定産地計画育成推進事業

都道府県が、野菜指定産地を計画的に育成するため候補地を選定し育成計画の樹立及び調査指導等の設置等を行うのに要する経費に対し助成した。

(予算額 483万8千円)

(3) 先進的農業生産推進対策事業

先進的農業生産総合推進対策の一環として以下の事業を実施するのに要する経費に対して助成した。

(予算額 39億7,577万2千円)

ア 土地利用型地域農業生産システム確立事業(うち畑作地帯野菜新産地育成特別対策分)

畑作地帯において、新たに形成されつつある野菜産地について、需要動向に留意しながら技術的、経営的、販売戦略的な面から生産出荷体制等の整備を図るため、研修会の開催、展示場の設置、小規模土地基盤整備、共同育苗施設、集出荷・貯蔵施設、集団営農用機

械の整備等を実施した。

(予算額 1億2,713万円)

イ 高品質生産流通合理化促進対策事業

(7) 高度安定供給産地体制等整備事業

a 野菜集団産地育成分

(a) 野菜指定産地強化整備型

野菜生産出荷安定法に基づき、安定的に生産出荷を行いうる野菜指定産地を計画的に育成するため、小規模土地基盤整備、育苗施設、集出荷施設、集団営農用機械整備等を整備することにより、生産出荷体制を総合的に推進した。

(予算額 8億8,891万2千円)

(b) 野菜安定生産複合産地整備型

野菜消費の多様化・高度化の進展に対応し、特定野菜を中心とした様々な野菜を安定供給するため、輸作体系の確立による連作障害の防止、労働力の効率的活用と農作業の平準化、農業経営の安定化等を図りつつ、複数品目の野菜を合理的に生産する産地を整備するもので、小規模土地基盤整備、集出荷貯蔵施設、園芸廃棄物共同処理施設等の整備を実施した。

(予算額 3億6,780万9千円)

(c) 野菜指定産地計画育成型

指定野菜の安定的な供給を確保するため、中規模産地のうち生産指導体制の整備、機械化の推進等により規模拡大に積極的に取り組む産地を計画的に野菜指定産地に育成するもので、小規模土地基盤整備、育苗施設、集出荷施設、集団営農用機械施設等の整備を行った。

(予算額 1,841万6千円)

b 広域大規模野菜産地施設整備分

野菜の消費構造の多様化、高度化の進展に対応しうる広域的な一定規模以上の産地形成を推進するため、集出荷施設、予冷貯蔵施設、野菜冷凍・加工施設、トリミング施設、園芸廃棄物共同処理施設等広域出荷体制の基幹となる施設等の整備を実施した。

(予算額 3億5,378万6千円)

c 先進的野菜流通体制導入モデル分

労働力不足、環境保全等に対応し、通い容器使用による資材の節減、簡素化された規格による流通の効率化、小袋包装の省力化等を通じ実需者との安定的な取引を推進するため、これに必要な調製処理を行うトリミング施設、パッケージ施設等の整備を実施した。

(予算額 1億5,390万円)

d 食品・外食産業需要対応野菜産地育成分

加工用・外食等業務用野菜の需要増大に対応し、契約取引、生産の省力化等の推進及び機械・施設の整備等により高品質な加工用・外食等業務用野菜の産地の

育成を図り、食品産業への安定的供給体制を確立するため、推進協議会の開催、契約取引の推進体制整備、小規模土地基盤整備、生産管理用機械施設等の整備を実施した。

(予算額 3億7,919万9千円)

(4) 高度生産流通技術導入実証事業

a 野菜産地機能高度化モデル分

中核的産地において先進的技術の導入に加え、今後実用化することが必要な革新的技術も含めた高度な技術の段階的導入と体系的実証、実際に展開される経営の評価・改善指導の実施、省力施設等の条件整備により、効率的・安定的な経営体を中核とした産地体制を整備した。

(予算額 4億145万3千円)

b 施設野菜生産高度化モデル分

野菜生産の省力化、省エネルギー化、野菜の周年計画出荷等を推進するため、石油代替エネルギー（地下水熱、太陽熱等）活用のための各種技術の導入、高度な環境制御が可能な生産システム（いわゆる植物工場）の導入等、21世紀に向けた魅力ある施設野菜のモデル団地を育成した。

(予算額 2億2,308万9千円)

(7) 新需要開発産地形成等推進事業（うち新需要開発分）

a 地場野菜地域流通促進型

(a) 消費者交流産地育成タイプ

地場野菜を地元の市場、実需者等に供給するため、地方都市周辺等に生産出荷施設を整備し、消費者への供給基地となる地場野菜産地として育成した。

(予算額 3,028万6千円)

(b) 地域特産品需要開拓タイプ

地場野菜の利用促進を図るため、地場野菜を活用した特産品を需要者の協力を得て開発するとともに特産品を生産する施設や実需者に供給するための前処理を行う施設等の整備を行った。

(予算額 4,649万6千円)

(c) 有機野菜等産地育成タイプ

有機野菜等に対する消費者のニーズに対応するため、地場野菜として学校給食等安定的な販路に供給する産地を育成し、有機野菜等の地域流通を促進した。

(予算額 3,203万円)

b 中山間等野菜リレー産地整備モデル型

立地条件に不利な条件を抱えているものの、気候等の自然条件に平坦地にはない特徴を有している中山間等地域において新技術の導入、自然条件の活用等により夏場の端境期等の特定時期を狙ったリレー産地の一

環を担う産地の整備を図るため、推進協議会の開催、栽培技術指導、土地基盤整備、集出荷・貯蔵施設等の整備を行った。

(予算額 9,935万3千円)

ウ 優良種苗供給確保事業

野菜生産の安定化と生産性及び品質の向上を図るため、組織培養等を利用したウイルスフリー苗等の優良種苗を生産するとともに、これらを大量に増殖するシステムを確立し、広範な野菜産地に大量に供給するとともに、種子繁殖性の地域特産野菜や地方品種、在来品種等について優良種子を選抜・増殖と新種苗生産技術を用いて優良かつ高品質な種子・種苗を野菜産地に供給した。

(予算額 6,388万3千円)

エ 産地再編等特別整備事業

(ア) 野菜産地労働力確保緊急対策事業

a 労働力調整システム確立基本事業

都道府県において労働力調整手法等についての調査分析及び労働力確保マニュアルの策定等を行い野菜産地の濃密指導等を行った。

(予算額 1,175万円)

b 労働力調整システム確立条件整備事業

野菜生産に係る労働力問題に対応するため、中核的担い手及び農家間の作業分担を明確化した産地労働力再編計画の策定、人材銀行による労働力調整、人材育成、農作業の受委託等を通じた地域労働力の確保及びこれを支援する省力施設等の整備を行い、機械化に対応した強力な産地を整備した。

(予算額 3億9,941万円)

(イ) 畑作生産基盤等整備特別事業

畑作営農の生産性の一層の向上を図るとともに、高品質志向等多様な消費者ニーズに対応し得る畑作物生産を将来にわたって維持、発展させていくため、畑作地域において野菜等を含めた農作物の生産性、品質の向上等に資する農業者の生産技術の高度化等の拠点となる畑作技術振興促進センター、農業技術等情報センター、園芸用廃棄物共同処理施設等の整備を行った。

(予算額 3億7,887万円)

(4) 食品流通加工消費改善等対策

ア 野菜指定産地等生産出荷指導

指定野菜の需要動向に応じた計画的、安定的な生産出荷と野菜需要の均衡化を図るため、生産出荷協議会の開催、野菜指定産地指導員等の設置を行うとともに、重要野菜供給対策会議の開催、野菜指定産地以外の野菜産地を対象として生産出荷の指導等を行った。

(予算額 1億792万4千円)

イ 野菜生産機械化緊急対策事業

野菜生産の機械化・省力化を抜本的に進める観点から、省力生産体系を緊急に確立するため、将来の機械化生産体系を明らかにした省力技術推進計画の策定を通じた機械化技術の開発の計画的推進、省力生産モデル地区における機械化技術体系の実証を推進した。

(予算額 1億4,811万5千円)

ウ 野菜出荷規格適正化等推進事業

国の標準規格の簡素化(平成5年度より順次実施)の方向に沿って、産地においても規格の簡素化を推進するため、流通関係者に対して、簡素化の必要性・効果等野菜に関する理解を深めるための啓発を実施した。

(予算額 7,000千円)

エ 施設園芸等合理化対策事業

(ア) 施設園芸等生産流通体制確立事業

施設野菜について、労働力問題、環境問題への対応が緊要となっていることから、次の対策を総合的に推進した。

(予算額4,300千円)

a 施設園芸省力・快適生産体制確立対策事業

施設構造や栽培方式の改善、省力機器の導入による快適かつ効率的な施設園芸生産技術の体系化のための調査・検討とその開発・実証を行った。

b 流通省力化推進対策事業

労働力不足に配慮した野菜の出荷・流通の合理化・適正化を推進するため、包装の省力化・適正化とシートパレット等の新物流資材・技術の適正な導入・普及等による出荷・流通の省力化のための調査・検討を行った。

c 園芸用廃プラスチック環境保全対策事業

園芸用廃プラスチックについて、適正処理基本方針の検討・見直し、適正処理技術、資材の開発・実用化促進のための調査・実証等を行った。

オ 野菜栄養改善技術調査事業

品種、栽培方法等の生産条件が野菜の栄養価へ与える影響の調査、関係者間の合意形成等により、野菜のビタミン、ミネラル等の栄養価の改善を推進した。

(予算額 7,000千円)

オ 野菜輸入先国生産等実態調査事業

最近では食の多様化、消費の周年化、外食産業の発展等により生鮮、塩蔵、冷凍などの多様な野菜が輸入されている。このような中で、輸入野菜と競合する国内産地の振興等の課題に対処するため、主要な輸入先地域における野菜の需給構造を分析するとともに、重要な輸入先国の野菜の生産、輸入等の実態調査を実施した。

(民間団体委託) (予算額 239万3千円)

(5) 野菜生産高度化資金

野菜生産の合理化、高品質野菜の生産等の推進により、野菜経営の規模拡大等を志向する中核的な野菜農家の育成等を図るため、農業改良資金制度の中の生産方式改善資金の一環として野菜生産高度化資金の貸付けを行った。

(貸付枠：33億4千万円)

3 野菜価格安定対策

(1) 計画生産出荷

ア 野菜需給均衡総合推進対策事業

近年、野菜の需給は、消費面において食生活の多様化、健康志向、品質重視、若年層の野菜離れといった傾向がみられる中で、生産面では、担い手の減少、高齢化等労働力面での制約や連作障害の発生等の問題が生じている

このような中で、需給均衡に向けた生産出荷団体の自主的な取り組みを一層助長するとともに、野菜全体にわたる計画的な生産出荷を総合的かつきめ細かく推進することとして引き続き「野菜需給均衡総合推進対策事業」を実施した。

(ア) 野菜需給均衡総合推進事業

a 野菜需給均衡推進事業

全国の需給動向を踏まえた生産出荷の基本方針に関する認識の統一等を図るため、全国農業協同組合中央会が、その系統組織を活用して、野菜需給会議の開催、生産出荷担当者の研修会、野菜需給情報誌の発行及び産地の指導、また、指定野菜以外の主要な野菜の計画的な生産出荷を推進するため、全国農業協同組合連合会(全農)がその組織を活用して、都道府県段階及び全国段階で生産出荷安定協議会を開催した。

b 重要野菜需給調整推進事業

キャベツ、たまねぎ等消費生活上重要であり、特に需給の安定を図る必要のある野菜(重要野菜)について、全農がその系統組織を活用して都道府県段階及び全国段階で生産出荷適正化協議会を開催し、生産出荷計画を作成するとともに、計画に基づく生産出荷を推進した。

(i) 重要野菜緊急需要調整事業

(ア)のbの計画生産出荷を推進する過程で、重要野菜の著しい価格変動に対処して全農が系統組織を活用して産地調整等の緊急需給調整を行うために、(ウ)全国野菜需給調整機構が必要な資金の造成を行った。

イ 野菜指定産地生産出荷協議会

重要野菜を除く指定野菜については、野菜指定産地、

都道府県及び地域ブロック段階で野菜指定産地生産出荷協議会を行い、生産出荷の合理化・計画化等を推進した。

(参考) 6年度協議会等開催実績

全国野菜需給会議	2回
全国生産出荷適正化協議会	8回
地域生産出荷協議会	50回

(2) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、野菜供給安定基金が、指定野菜の指定消費地域における価格の著しい低落が野菜生産者に及ぼす影響を緩和するために、価格補てん事業を実施した。

この事業の適正円滑な運営を期すため、6年度においては次のとおり事業の拡充強化を図った。

ア 価格補てん対象地域・種別の拡大

指定消費地域ごとの価格補てん対象品目について、中国地域における夏ねぎを追加し、延べ915品目とした。

イ 保証基準額の改定

価格補てんを行う際の基準である保証基準額の前提となる平均価格については、最近の需給事情、市場実勢価格を総合的に勘案して、市場実勢価格と平均価格とのかい離の程度に応じて、全業務区分について5%きざみに改定を行い、平均で5.1%引き上げることとした。

ウ 最低基準額の改定

資金の効率的な運用を図る観点から、平均価格の55%を最低基準額とすることとした。また、重要野菜に限り、平均価格の50%を最低基準額とみなす特例申し込みを設定した。

エ 交付予約数量の増加等

野菜指定産地から指定消費地域に出荷される指定野菜について、価格補てん事業のカバー率を高めるため、交付予約数量の計画的増量を行った。

本事業の6年度における資金造成総額は864億6,226万円(別に国庫債務負担行為限度額143億6,912万円)、都道府県を通じ11億8,824万円を助成した。

6年度における価格差補給交付金の交付額は、52億5,987万円であった。(表7)

(3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、地域農業振興上の重要性、国民消費生活安定上の重要性等の観点から、指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)並びに都市圏の野菜産地及び野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法

人（以下「野菜価格安定法人」という。）が行う価格差補給事業に対し、野菜供給安定基金を通じ助成を行った。

6年度においては、特定野菜として、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン（温室メロンを除く。）、やまのいも及びれんこ

表7 交付予約数量、資金造成額及び交付金交付額
（6年度）（単位：t, 千円）

種 別	交付予約 数 量	資 金 造成額	交付金 交付額
キャベツ	春	93,772	2,537,915
	夏 秋	161,787	3,474,032
	冬	215,724	5,411,944
	計	471,283	11,423,891
きゅうり	夏 秋	101,132	5,260,887
	冬 春	93,173	5,786,639
	計	194,305	11,047,526
さといも	秋 冬	22,040	1,170,687
だいこん	春	22,304	552,790
	夏	48,260	1,323,579
	秋 冬	143,225	3,098,554
	計	213,789	4,974,923
たまねぎ		388,362	8,991,407
ト マ ト	夏 秋	78,328	4,376,081
	冬 春	47,043	3,411,334
	計	125,371	7,787,415
な す	夏 秋	31,304	1,728,449
	冬 春	48,139	3,380,769
	計	79,443	5,109,218
にんじん	春 夏	58,540	2,368,683
	秋	15,645	498,099
	冬	78,572	2,147,503
	計	152,757	5,014,285
ね ぎ	夏	7,757	496,864
	秋 冬	40,893	2,431,170
	計	48,650	2,928,034
はくさい	春	33,141	639,408
	夏	81,650	1,953,687
	秋 冬	159,578	2,321,557
ばれいしょ	計	274,369	4,914,652
		90,390	2,717,974
ピーマン	夏 秋	22,024	1,334,870
	冬 春	41,430	3,662,210
	計	63,454	4,997,080
ほうれんそう		31,265	2,590,028
レ タ ス	春	35,670	1,665,114
	夏 秋	103,293	4,303,983
	冬	106,487	6,826,047
	計	245,450	12,795,144
合 計		2,400,928	86,462,264

ん（合計27品目）ほか、ししとうがらし、わけぎ及びらっきょうが特にその供給の安定を図る野菜として地域を限定して特認野菜に指定されている。

なお、6年度においては、野菜価格安定法人が行う価格差補給事業に対して野菜供給安定基金が助成するために要する資金造成費として、同基金に対し7億1,169万円を助成した。

6年度においては野菜供給安定基金が実施計画を認定した価格差補給事業の実績は、次のとおりである。

交付予約数量	424,261t
野菜価格安定法人必要造成額	132億6,630万円
野菜供給安定基金準備額	73億6,889万円
6年度分に係る価格差補給交付金交付額	17億7,508万円
同上の野菜供給安定基金助成額	6億2,515万円

(4) 野菜価格安定緊急対策事業

野菜売買保管等事業

作柄変動に伴う野菜の価格高騰に備えて、野菜供給安定基金を通じ、たまねぎ、キャベツ等を買入れ、保管し、これを価格高騰時又は高騰するおそれがある場合に売り渡す野菜売買保管事業を引き続き実施した。（たまねぎ等19,800t、キャベツ等17,600t）

また、台風等による野菜の生育初期被害に備えて、野菜供給安定基金を通じ、あらかじめキャベツ等の苗を契約生産し、被災時に産地からの申し込みに応じてこれを供給する野菜予備苗供給事業を引き続き実施した。（キャベツ等の苗393.2万本）

第3節 食品産業等農林関係 企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、7年3月末現在で総数737組合（うち連合会は80）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、7年3月末現在で59組合（うち全国を区域とする商工組合は12組合、連合会は14組合）となっている。

(2) 中小企業近代化の促進

ア 近代化計画及び構造改善計画の策定等

中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）に基づく農林関連業種の指定業種、特定業種について近代化計画の策定及び構造改善計画を作成した。具体的には、新たに農機具販売整備業の近代化計画及び構造改善計画を作成し、また、普通合板製造業、小麦粉製造業、米穀卸売業、一般製材業及びしょうゆ製造業の構造改善計画を前年度に引き続き実施した。

イ 金融税制上の助成状況

金融上の措置としては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫による中小企業近代化促進貸付及び構造改善貸付のほか、中小企業事業団による一般、企業合同貸付を行った。

また、税制上の措置としては、特定業種に対する機械等の割増償却等の制度を適用した。

(3) 不況対策

貿易構造の変化や原材料の供給減等の影響を受けている農林水産関連業種については、中小企業体質強化資金助成制度の中の事業転換貸付の対象業種に指定し、金融上の特例を受けられるよう措置し、事業転換の円滑化等に努めた。

（農林水産関係の全国指定業種…17業種、同地域指定業種…5業種）

(4) 中小企業金融制度

ア 中小企業設備近代化資金助成制度

中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づく中小企業設備近代化資金貸付については、6年度貸付総額391.8億円となっている。

なお、当省関係指定業者（35業種）に対する貸付状況は表8のとおりである。

イ 中小企業金融三機関による融資

中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫の7年度融資における貸付計画額はそれぞれ28,525億円、41,260億円、1,800億円（制度枠）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表9のとおりである。

表8 中小企業設備近代化資金貸付状況

業 種	金額（百万円）
農 林 水 産 業	4,291

（注）中小企業庁調べ。（6年度）

表9 6年度中小3機関の農林水産関係業種貸付実績

	金額（百万円）		
業 種	中小公庫	国民公庫	商工中金
食 料 品 製 造 業	102,871	50,405	255,841
木材、木製品製造業	44,608	69,479	358,712
計	147,479	119,884	614,553

- （注） 1 中小公庫、国民公庫、商工中金資料による。
 2 食料品製造業には酒類を含む。
 3 他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。
 4 商工中金については、6年3月末現在の貸付残高である。

ウ その他

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による倒産関連保証制度の不況業種として、合板製造業及び木材チップ製造業、一般製材業が指定され、保証の特例措置が講じられた。

(5) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、チーズ製造業、アイスクリーム製造業、牛肉調製品製造業の9業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業の2業種を指定していたが、平成6年度においては本法の適用期限を5年間延長するとともに関連業種に果実加工品製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を追加指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を講じた。

2 一般企業行政

(1) 金 融 制 度

ア 日本開発銀行融資

日本開発銀行の6年度における資金運用は「平成6年度日本開発銀行の資金運用に関する基本方針」（平成6年6月13日閣議決定）に基づいて行われ、内外経済環境の変化に即応し、国民福祉の向上に資するため、我が国経済社会の安定的発展のための基盤の充実を図ることを基本とした政府融資が行われた。

貸付金の規模は2兆5,900億円であり、そのうち、当省関係の特枠として、生活・都市基盤整備枠6,700億円があり、食品流通対策、食品工業団地及び遠洋漁業の各資金が特掲されている。融資の実行に際しては、生活・都市基盤整備枠の各資金の融資をはじめ、飼料工場の建設等の融資について、同行に対し、融資対象企業の推薦を行った。

なお、融資状況は表10のとおりである。

表10 6年度日本開発銀行当省関係融資状況

業 種	金 額 (百万円)
食 品 流 通 対 策	1,030
食 品 工 業 団 地	25
飼 料 供 給 体 制	3,190
そ の 他	19,490
合 計	23,735

(注) 日本開発銀行調べ。

イ 北海道東北開発公庫融資

北海道東北開発公庫の6年度における貸付規模は2,589億円で、そのうち当省関係の農林水産関連企業に対する融資状況は表11のとおりとなっている。

表11 6年度北海道東北開発公庫当省関係融資状況

業 種	金 額 (百万円)
て ん 菜 糖 製 造 業	1,400
飼 料 供 給 体 制	4,450
そ の 他	2,375
合 計	8,225

(注) 北海道東北開発公庫調べ。

(2) 税 制

6年度の税制改正は「租税特別措置法の一部を改正する法律」が3月31日に平成6年法律第22号「地方税の一部を改正する法律」が同日法律第15号としてそれぞれ公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日施行となった。

農林水産関連企業等に関する6年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注)「措」租税特別措置法 「地」地方税法

ア 新設された措置

(国税関係)

(ア) 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画に従って経営規模を拡大する施設園芸等を行う農業者に対する農業用機械・施設等の割増償却制度の創設(措13の3、46の4)

(イ) 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額等の特別控除制度の適用対象に自動制御養液栽培装置、パン生地発酵調整装置、多機能米飯自動成形機、一括式食品冷却装置を追加(措10の3、42の6)

(地方税関係)

(ア) 食品産業における脱特定フロン対応型工業用遠心冷凍機に係る固定資産税の軽減措置の創設(地附15)

イ 延長された措置

(国税関係)

(ア) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額等の特別控除制度(措10

の2、42の5)

(イ) 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額等の特別控除制度(措10の3、42の6)

(ウ) 公害防止用設備の特別償却制度(措11、43)

(ニ) 廃棄物再生処理用設備の特別償却(措11、43)

(ホ) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づき整備される特定施設の特別償却制度(措43の2)

(カ) 倉庫用建物等の割増償却制度(措15、48)

(キ) 海外投資等損失準備金制度(措55)

(ク) 商品取引責任準備金制度(措57)

(ケ) 中小企業の貸倒引当金の特例制度(措57の8)

(コ) 勧告等による登記税率の軽減措置(措81)

(サ) 農林漁業用輸入A重油の免税制度(措90の4)

(シ) 農林漁業用国産A重油の還付制度(措90の6)

(地方税関係)

(ア) 公害防止用設備等に対する固定資産税の非課税措置及び課税標準の特例措置(地附14、15)

(イ) 政府の補助を受けて取得した地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置(地附15)

(ウ) 廃棄物再生処理用設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置(地附15)

(ニ) 鉱工業技術研究組合が取得する試験研究用資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置(地附15)

(ホ) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づき整備される特定施設に対する特別土地保有税の非課税措置(地附38)

(カ) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づき整備される特定施設に対する事業所税の非課税及び課税標準の特例措置(地附15)

(キ) 食品流通構造改善促進法に基づく共同利用施設等の不動産取得税の課税標準の特例措置(地附15)

(ク) 食品流通構造改善促進法に基づく共同利用施設等の固定資産税の課税標準の特例措置(地附15)

以上の他、特定農産加工業経営改善臨時措置法の延長に伴う特例措置が延長された。

(3) 食品産業技術対策

ア 新技術開発事業

勸食品産業センターが行う、食品産業全体に共通している技術問題等に関する開発研究に対し、前年度に引き続き助成を行った。

イ 中小食品企業経営基盤強化技術開発事業

中小食品企業の労働力不足等の問題を克服するために、中小食品企業が活用しうる省力化・自動化・軽作

業化、作業環境の改善等の技術開発を効果的に推進するため、都道府県が行う労働力不足解消のための技術開発計画の策定、指導及び普及並びに食品企業及び異業種企業等が行う省力化・自動化・軽作業化、作業環境の改善等の技術開発に要する機械器具及び装置の試作等に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ウ 食品産業人材育成促進事業

食品産業の技術革新が進展する中で、企業経営の合理化・企業体質の強化に必要な人材の養成を推進するため、(勘)食品産業センター及び食品産業団体が行う食品の加工・分析技術等を習得するための長期技術者派遣研修、革新技術の普及等のための短期人材活性化研修、専門指導員による技術導入等に関するコンサルティングや地域に共通する技術課題についての巡回点検、指導等について、前年度に引き続き助成を行った。

エ 食品産業技術情報活動

良質な技術情報をオンライン等により中小食品企業に迅速に提供するため、(勘)食品産業センターが行う情報の収集・提供体制の整備に対し、前年度に引き続き助成を行った。

オ 食品産業技術海外協力円滑化事業

開発途上国の現状に即した食品加工及び外食産業分野の技術協力を促進するため、民間団体が行う需要開発調査、技術者等の派遣・受け入れ等の事業に対し助成を行った。

カ 異業種提携中央推進事業

食品に対する消費者ニーズの多様化や、競争の激化等の食品産業をめぐる環境の変化に対応し、異業種企業や生産者との提携による技術交流を促進するため、(勘)食品産業センターが行う「異業種提携中央推進事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

キ 食品産業における廃棄物再生利用技術の開発

食品産業において発生する副産物・廃棄物から新たに工業原料、食品素材等となる有用物質を効果的に抽出し、廃棄物の減溶化等を行うため、食品産業エコ・プロセス技術研究組合が行う「食品産業における廃棄物再生利用技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ク 食品中の生理活性物質の機能変換技術の開発

バイオテクノロジー技術及び生体分子の立体構造解析の手法等を用いて、新たな食品素材としての生理活性物質を設計・開発するための基盤技術の確立及び食品素材としての適性等の評価技術の開発を行うため、(勘)農林水産先端技術産業振興センターが行う「食品中の生理活性物質の機能変換技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ケ 食品加工における熟練判断処理技術の開発

食品産業における消費者ニーズの多様化、商品のライフサイクルの短期化、労働力不足等への対応を図るため、熟練者の勘、経験で機械を操作する動作に匹敵する判断及び指令を行う判断処理技術の開発を行うこととし、食品産業インテリジェンスコントロール技術研究組合が行う「食品加工における熟練判断処理技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

コ 環境にやさしい食品包装技術の開発

快適な環境の保全を求める社会ニーズに対応し、食品包装としての機能を持ち、かつ、環境に対して負荷の少ない新しい食品包装・容器等の開発を行うこととし、食品産業エコロジカル・パッキング技術研究組合が行う「環境にやさしい食品包装技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

サ 食品産業微生物利用排水処理システム化技術の開発

微生物の代謝機能を活用して、従来法では処理の困難な食品産業排水の処理を総合的にシステム化するための技術開発を推進するため、平成5年度から新たに食品産業クリーンエコシステム技術研究組合が行う「食品産業微生物利用排水処理システム化技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

シ 食品産業利用バイオセンサー技術の開発

酵素や微生物等の持つ機能を用いたバイオセンサー(生物化学検知器)を食品製造における品質管理等に活用する技術開発を推進するため、(勘)農林水産先端技術産業振興センターが行う「食品産業利用バイオセンサー技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ス 新食品素材機能発現機構制御技術の開発

積極的な健康維持・増進に対する消費者の関心の高まりに対応し、新しい機能を有する食品の開発を推進するため、平成6年度から新たにニューフードクリエーション技術研究組合が行う「新食品素材機能発現機構制御技術の開発」に対し、助成を行った。

セ 食品産業技術実態調査事業

中小企業性の強い食品産業の体質強化を図る観点から、作業環境の改善技術事例のマニュアルを作成するとともに食品産業の国際化の進展等に対応した国際競争力の強化を図るための先端技術の実用化動向等について、前年度に引き続き調査を行った。

ソ 食品工場安全性向上総合管理システム開発事業

食品の安全性向上のためには、原料から製品までの素材の安全管理と機械による製造工程全般の安定した管理が不可欠であるため、平成6年度から新たに(勘)食

品産業センターが行う危害分析・重要管理点管理(HACCP) マニュアル作成及び予防的管理・緊急トラブル対応システム(PMSS) 開発のための「食品工場安全性向上総合管理システム開発事業」に対し、助成を行った。

タ 食品安全性向上技術開発事業

殺菌、異物検出等食品の安全性確保技術の開発を推進するため、平成6年度から新たに勸食品産業センターが行う「食品安全性向上技術開発事業」に対し、助成を行った。

(4) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施し、現在、OECD資本移動自由化規約に沿って例外業種(農林水産省所管では、「農林水産業」がある。)を除き原則自由化されている。

農林水産省所管外資系企業は、本年度、137社に新たに外資が導入されたため、資本取引が原則自由化された55年度(現行外為法施行)以降7年3月末現在の累計企業数は、2,556社となっている。

表12 農林水産省所管外資系企業数
(新規参入企業数)
(7年3月末日現在)

業 種 \ 年 度	3 年 度 末累計	4	5	6	累 計
製 造 業	395	30	23	23	471
飲 食 業	327	21	16	24	388
農 林 水 産 業	59	2	3	1	65
輸出入販売業	1,263	89	107	87	1,546
そ の 他	68	9	7	2	86
合 計	2,112	151	156	137	2,556

- (注) 1 農林水産省の届出受理実績による。
2 3年度末累計は55年度以降の累計である。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業又は真珠養殖業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、本年度112件、16億2,800万ドルの投資が行われたため、7年3月末現在累計投資実績は、4,491件、105億5,400万ドルとなっている。

(5) 企業公害防止策

ア 公害対策調査指導

(ア) 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

(イ) 公害防止管理者等資格認定講習会等の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づき、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場は、公害防止管理者等の設置が義務づけられている。この公害防止管理者等の資格は国家試験合格者又は主務大臣が行う公害防止管理者等資格認定講習会の課程を修了した者でなければならないこととされている。農林水産省においては6年度において資格認定講習7回(地方農政局等が実施したもの6回、民間団体に委託して実施したもの1回)実施し、全体で542人が資格認定講習を修了した。また、既に公害防止管理者となっている者を対象として、その資質の向上を図るための研修会を開催した。

(ウ) 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局及び北海道環境科学技術センターにいわゆる「公害情報銀行」を設置し、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

(エ) 公害防止施設整備投資調査

農林水産関連企業が公害防止施設等の設備投資をいかにに行っているか等を的確に把握するため、公害防止投資状況調査を実施した。

(オ) その他

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づく所要の措置等を講じ企業公害防止の推進に努めた。

イ 公害防止管理者等資格認定講習の委託

地方農政局が設置されていない北海道では、北海道環境科学技術センターに委託して、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく、公害防止管理者等資格認定講習を実施した。

(6) 農林水産関連企業環境対策

ア リサイクル推進協議会の事業

深刻な廃棄物問題を解決し、環境保全を図るためには、行政、産業界、消費者等が一体となって取り組むことが重要であることから、3年9月に「リサイクル推進協議会」(113団体うち農林水産省関係17団体)が設立され、毎年10月をリサイクル推進月間とし、リサイクルの啓発普及活動など広範なりサイクル国民運動を展開することとなった。

6年度においては、第3回の「リサイクル推進功労者等表彰」を行い、関係各省庁の大臣・長官賞及びリサイクル推進協議会会長賞に加えて、新たに内閣総理

大臣賞の表彰事業を実施した。

イ 「リサイクルの週」特別展示

近年の経済成長、国民生活の向上に伴い廃棄物が増大し、その処理・処分が社会問題化している中で、この問題を解決し、環境の保全を図るためには、国民の使い捨てライフスタイルを改め、限りある資源を繰り返し利用するリサイクル社会への転換を図って行くことが必要であるとの観点から、4年度から「消費者の部屋」において、食品の容器を中心に食品企業等から排出される廃棄物の各種リサイクル製品の展示を「リサイクルの週」特別展示として実施した。

3 食品産業行政

(1) 食品産業における環境対策の総合的推進

食品産業における環境対策については、食品の生産、流通、消費の各段階を通じた廃棄物の減量化・再資源化に対する取組を促進することが求められている。

このため、①総合的戦略の樹立等②食品工場排水汚泥・大豆加工食品副産物（オカラ）の利用効率化③食器容器のリサイクル④外食産業廃棄物の減量化⑤廃食用油の需要開拓等の事業を実施し、総合的な取組を行った。

（予算額 9,011万3千円）

(2) 地域農水産物の加工利用の促進

農水産業サイドと食品産業サイドの連携を強化し、地域農水産物の生産、加工、流通の各プロセスを有機的に結びつけることにより、地域で生産される農水産物の加工利用を促進し、地場産業の振興を図るため、地方公共団体や地域の試験研究機関の指導の下に、地域農水産物を原料とする新規食品の開発、施設の整備、技術の向上、異業種との提携による技術開発、情報の収集・提供、原材料の安定取引の推進等を行った。特に、地域食品の販路の拡大のため、英国及びシンガポールの百貨店等にアンテナショップを設置し、地域食品の展示・即売を行うとともに、海外の消費者ニーズを把握するための調査を実施し、海外市場開拓を推進した。

（予算額 8億379万9千円）

(3) 立地対策

ア 工場立地法に基づく立地指導

工場等の立地の適正化を図るため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき指導を行った。

農林水産省関連業種で6年度中に工場立地法に基づく届出があったものは310件であった。

イ 食品工業団地形成

(ア) 食品工業を取り巻く情勢は、近年、公害規制の

強化等著しく厳しさを増してきている。このため、原料の輸入、加工食品の生産及び流通を一体化した食品工業団地の形成を推進し、加工食品の効率的生産体制の整備、生産、流通機能の結合・共同化、流通形態の合理化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、加工食品の安定供給、生産性の向上による食品企業の国際競争力の強化、公害の防止に努めることとしている。

(イ) 食品工業団地については、39年以降食品工業対策懇談会等において、マスタープランを策定し、その形成を促進してきたが、45年9月に「食品工業団地形成促進要綱」（45農経C第2903号農林事務次官依命通達）を制定して、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、4年8月から農林水産大臣認定団地に準ずる効果が認められる食品工業団地を対象とした食品流通局長認定団地制度を新たに創設し、日本開発銀行等の特別資金枠による融資のあっ旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5か所である。

(4) 外食産業対策の推進

ア 外食産業に対する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等へ的確な情報、調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

イ 中食市場の動態の調査

中食市場の拡大に対応して、中食についての消費者行動等について、委託調査を実施した。

ウ 外食産業の経営の近代化

(ア) 中小飲食業経営者等への教育研修を行うとともに、外食産業の合理的な表示システムの策定等を行う外食産業経営基盤強化対策事業について、その経費の一部を助成した。

(イ) 営業給食における経営意向等を調査し検討する外食産業経営改善指導事業に対して、その経費の一部を助成した。

(ウ) 集団給食の経営を改善し合理化を促進するための集団給食経営合理化マニュアル作成事業に対して助成した。

(エ) 惣菜産業の経営実態等を把握し品質管理の向上を図る惣菜産業経営実態調査事業に対して、その経費の一部を助成した。